

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社カインドワン(以下「甲」という。)と株式会社カインドワンの労働者の代表者(以下「乙」という。)は労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### (対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、期間を定めずに雇用される派遣労働者(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、1の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

(一)比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種

(1)ソフトウェア技術者における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の「情報処理・通信技術者10」とする。

(2)オペレーターにおける比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の「事務用機器操作の職業30」とする。

(二)通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

(三)地域調整については、就業地が熊本県内、及び宮崎県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「熊本」、及び「宮崎」を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(一)別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(二)別表3の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク:10年

Bランク:5年

Cランク:0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしてもその経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~3%の範囲で能力手当を支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合にはその能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規定第14条~第16条に準じて法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによる。)が片道2km未満であるものを除く。

第7条 対象従業員の退職手当は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結するものとする。

2 前項の掛金月額は、退職金規定の第3条の定めによるものとする。

3 一般基本給・賞与等の額の6%の額と掛金の額との差額については、通達第3の4に基づく合算による比較方法により対応するものとする

第8条 令和2年4月から退職金共済契約を開始した従業員の令和2年3月以前の勤続年数の取扱いについては、協議して別途定める。

**(賃金の決定に当たっての評価)**

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は賃金規定第24条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表3のとおり賞与額を決定する。

**(賃金以外の待遇)**

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第1条から第37条までの規定を準用する。

**(教育訓練)**

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員のキャリア形成マニュアル」に従って、着実に実施する。

**(その他)**

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

**(有効期間)**

第13条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

令和5年 3月24日

甲 代表取締役 吉田 美和子 印

労働者の代表者の選出方法( 挙手 ) 乙 労働者の代表者 岸尾 絵莉 印

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)

別表1

区分	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
10情報処理・通信技術者	1,340	1,532	1,660	1,726	1,802	2,025	2,527	1,838
101システムコンサルタント	1,367	1,562	1,694	1,761	1,839	2,066	2,578	1,952
102システム設計技術者	1,359	1,553	1,684	1,750	1,828	2,053	2,563	1,886
103プロジェクトマネージャー	1,687	1,928	2,090	2,173	2,269	2,549	3,182	2,213
104ソフトウェア開発技術者	1,342	1,534	1,663	1,728	1,805	2,028	2,531	1,853
105システム運用管理者	1,273	1,455	1,577	1,640	1,712	1,924	2,401	1,675
106通信ネットワーク技術者	1,313	1,501	1,627	1,691	1,766	1,984	2,476	1,804
109その他の情報処理技術者等	1,294	1,479	1,603	1,667	1,740	1,955	2,440	1,749

区分	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
31事務用機器操作の職業	1,073	1,226	1,329	1,382	1,443	1,621	2,024	1,281
311パソコン操作員	1,094	1,250	1,355	1,409	1,471	1,653	2,063	1,345
312データ入力係員	1,042	1,191	1,291	1,342	1,401	1,574	1,965	1,213
313コンピュータ操作員	1,115	1,274	1,381	1,436	1,500	1,685	2,103	1,317
319その他の事務用機器操作	1,089	1,245	1,349	1,403	1,465	1,645	2,054	1,294

## 令和5年度職業安定業務統計による地域指数

地域指数は、勤務地に基づき下記を用いる。

別表2

熊本		88.6	←熊本県に勤務する者
4301	熊本計	91.6	
4302	八代計	87.7	
4303	菊池計	87.0	
4304	玉名計	86.2	
4306	天草計	82.2	
4307	球磨計	81.1	
4308	阿蘇計	83.6	
4310	水俣計	81.0	

宮崎		85.3	←宮崎県に勤務する者
4501	宮崎計	87.4	
4502	延岡計	83.4	
4503	日向計	85.6	
4504	都城計	85.1	
4505	日南計	79.5	
4506	高鍋計	83.5	
4507	小林計	82.5	

◇賃金テーブルは下記の通り。

別表3-1(熊本)

	職種	等級	職務内容	時給	賞与	合計	比較対象となる平均値		
							基準	地域指数	基準×地域指数
102	システム設計技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,492	327	1,819	2053	0.886	1819
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,328	292	1,620	1828	0.886	1620
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	988	217	1,205	1359	0.886	1205
104	ソフトウェア開発技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,474	323	1,797	2028	0.886	1797
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,312	288	1,600	1805	0.886	1600
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	976	214	1,190	1342	0.886	1190
105	システム運用管理者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,398	307	1,705	1924	0.886	1705
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,244	273	1,517	1712	0.886	1517
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	925	203	1,128	1273	0.886	1128
109	その他の情報処理技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,421	312	1,733	1955	0.886	1733
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,264	278	1,542	1740	0.886	1542
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	941	206	1,147	1294	0.886	1147
311	パソコン操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,201	264	1,465	1653	0.886	1465
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,069	235	1,304	1471	0.886	1304
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	795	175	970	1094	0.886	970
312	データ入力係員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,144	251	1,395	1574	0.886	1395
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,018	224	1,242	1401	0.886	1242
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	758	166	924	1042	0.886	924
313	コンピュータ操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,224	269	1,493	1685	0.886	1493
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,090	239	1,329	1500	0.886	1329
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	810	178	988	1115	0.886	988
319	その他の事務機器操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,196	262	1,458	1645	0.886	1458
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,064	234	1,298	1465	0.886	1298
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	791	174	965	1089	0.886	965

≧

別表3-2(宮崎)

	職種	等級	職務内容	時給	賞与	合計	比較対象となる平均値		
							基準	地域指数	基準×地域指数
102	システム設計技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,437	315	1,752	2053	0.853	1752
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,279	281	1,560	1828	0.853	1560
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	951	209	1,160	1359	0.853	1160
104	ソフトウェア開発技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,419	311	1,730	2028	0.853	1730
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,263	277	1,540	1805	0.853	1540
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	939	206	1,145	1342	0.853	1145
105	システム運用管理者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,346	296	1,642	1924	0.853	1642
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,198	263	1,461	1712	0.853	1461
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	891	195	1,086	1273	0.853	1086
109	その他の情報処理技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,368	300	1,668	1955	0.853	1668
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,218	267	1,485	1740	0.853	1485
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	905	199	1,104	1294	0.853	1104
311	パソコン操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,157	254	1,411	1653	0.853	1411
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,029	226	1,255	1471	0.853	1255
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	766	168	934	1094	0.853	934
312	データ入力係員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,101	242	1,343	1574	0.853	1343
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	981	215	1,196	1401	0.853	1196
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	729	160	889	1042	0.853	889
313	コンピュータ操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,179	259	1,438	1685	0.853	1438
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,050	230	1,280	1500	0.853	1280
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	781	171	952	1115	0.853	952
319	その他の事務機器操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,151	253	1,404	1645	0.853	1404
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,025	225	1,250	1465	0.853	1250
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	762	167	929	1089	0.853	929

≧

## 令和5年度定期昇給

0. 5%の昇給を実施する。

令和5年4月から(5月支給分)実施。

## 令和5年度賞与

令和4年度実績:年間倍率 0.95倍 × 2回 = 1.9倍



令和5年度予定:年間倍率 1.00倍 × 2回 = 2.0倍